

【刑 法】

下記の問題1と問題2の両方に解答しなさい。

問題1

暴力団P組の組長甲は、同組組員Xにタイ国に行って覚せい剤を買ってこいと指示したところ、組長に気に入られ組内での自己の地位を向上させたかったXはこれを二つ返事で了承したので、甲はXに覚せい剤購入のための資金を手渡した。ある日、Xは航空機でタイ国に渡り、薬物の売人Yに英語で「覚せい剤が欲しい」と言って購入の申し込みをしたところ、英語のよくわからない売人Yは、Xが「麻薬（ヘロイン）が欲しい」と言ったものと勘違いし、「麻薬（ヘロイン）」をXに渡した。Xは、それを覚せい剤だと思い込んだまま腹ベルトなどに隠し、航空機でバンコク空港から我が国の成田空港まで運んだ。Xは空港税関をうまく潜り抜けてP組本部まで行き、当該薬物を甲に手渡した。すると、Xが甲に渡した薬が甲の意図に反する粗悪な品質の麻薬（ヘロイン）であったため甲は激怒し、Xを殺害しようとピストルをXに向けて発射した。弾丸が命中したXは身動きしなくなったので、甲はXが死亡したものと思い、犯行の発覚を防ぐ目的でXの体にコンクリートの重しを付けて海中に沈めたところ、気絶していたXは海中で溺死した。

甲の罪責を論じなさい（覚せい剤輸入罪・麻薬（ヘロイン）輸入罪以外の特別法違反の点を除く）。

参考

覚せい剤を「輸入」する行為は覚せい剤取締法において「覚せい剤輸入罪」として、麻薬（ヘロイン）を「輸入」する行為は麻薬取締法において「麻薬（ヘロイン）輸入罪」として処罰されるが、「覚せい剤輸入罪」と「麻薬（ヘロイン）輸入罪」の法定刑は同一である。

なお、覚せい剤取締法は覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止することを、麻薬取締法は麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的として制定されている。また、覚せい剤輸入罪・麻薬（ヘロイン）輸入罪における「輸入」とは、当該薬物を国外から国内に搬入することをいう。

問題 2

乙は、ある日の夜、駐車場に駐車中のVの自動車の中から何か金目の物を盗もうと考え、携帯していたドライバーをVの車の鍵穴に差し込んでドアを傷つけることなく開けた。ところが、付近をパトロール中の警察官Wがこれを発見し乙を逮捕しようとしたので、乙は逮捕を免れる目的でWの顔面を強く殴りつけ、Wに全治 1 か月の重傷を負わせて逃走した。乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。